**「日本フェンシング・アスリート会議（JFAC）におけるアスリート委員の選挙に関する規程」におけるアスリート委員の選挙に関する特別措置規程**

施行：2021年1月17日

本特別措置規程は、新型コロナウィルス感染症拡大を受けてアスリート委員選挙が本来の選挙期間中に実施することができなくなった事態を受け、「日本フェンシング・アスリート会議（JFAC）におけるアスリート委員の選挙に関する規程」（以下「本規程」という。）で予め定められた手法に依らない選挙手法を今回に限り特別に実施することを可能ならしめる特別措置規程である。

第１条　本規程第４条を以下のとおり変更する。

第 4 条 （選挙の方法）

(1) 選挙は、無記名投票により行われ、選出される定数は 12 名とする。ただし、候補者が 12 名に満たないときは、9 名以上 12 名以内とする。

(2) 選挙は、選挙管理委員会が定めた期間内にオンライン投票により実施する。

(3) 選挙権を有している者は、事前に選挙管理委員会に届け出たメールアドレスを通じて投票フォームのURLを受け取り、投票する。

(4) 1 回の投票につき最大で候補者 4 名まで投票することができる。（但書削除）

（以下略）

第２条　本規程第５条を以下のとおり変更する。

第 5 条 （選挙権）

選挙権は、次の要件を全て充たしている者に付与される。

(1) FJE の個人登録を完了していること

(2) 選挙を行う当該年の 1 月 1 日において満 18 歳以上であること

(3) 第73回全日本フェンシング選手権個人戦（2020年9月開催）に出場及び出場予定だった選手（全種目各32名）

第３条　本特別措置規程は、2021年6月に任期満了を迎えるアスリート委員の改選においてのみ適用される。